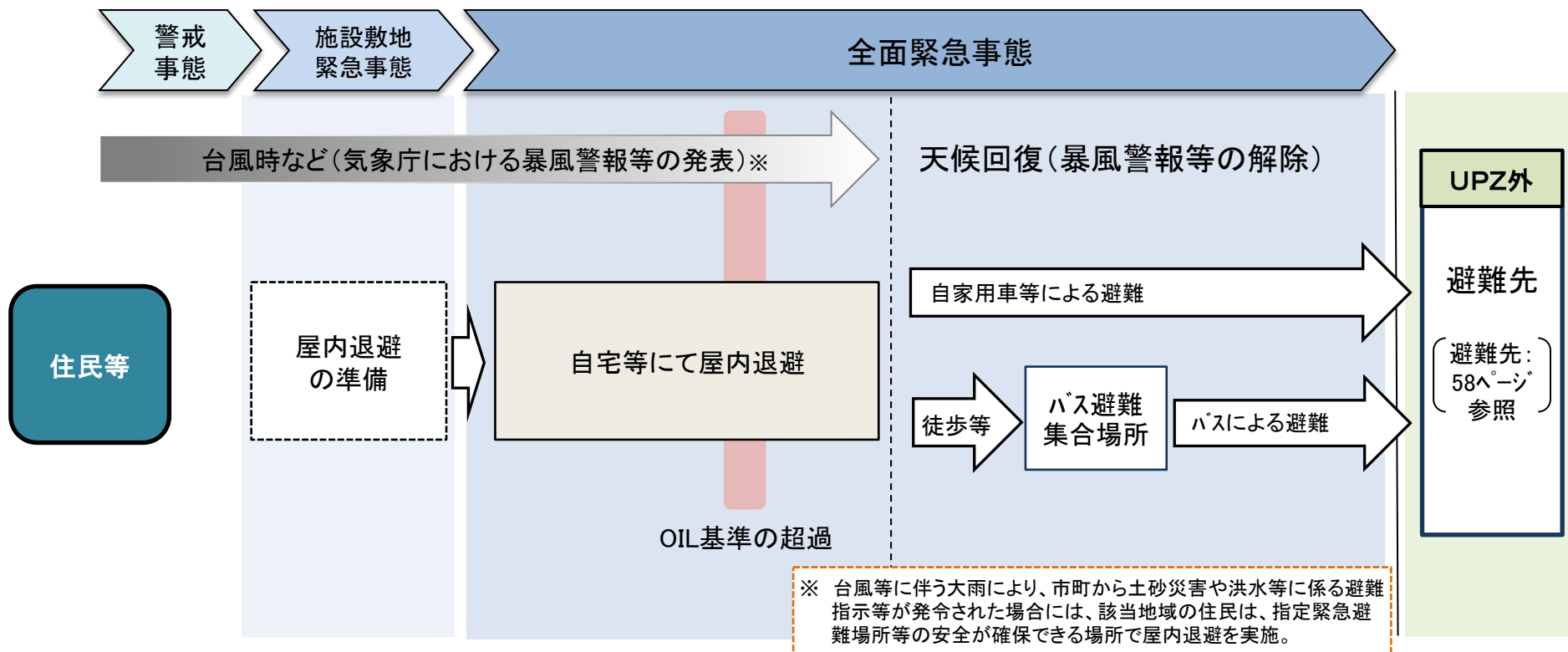


台風襲来時などにおけるUPZの防護措置

- OIL基準により一時移転等が必要な場合であっても、台風等により気象庁から暴風警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

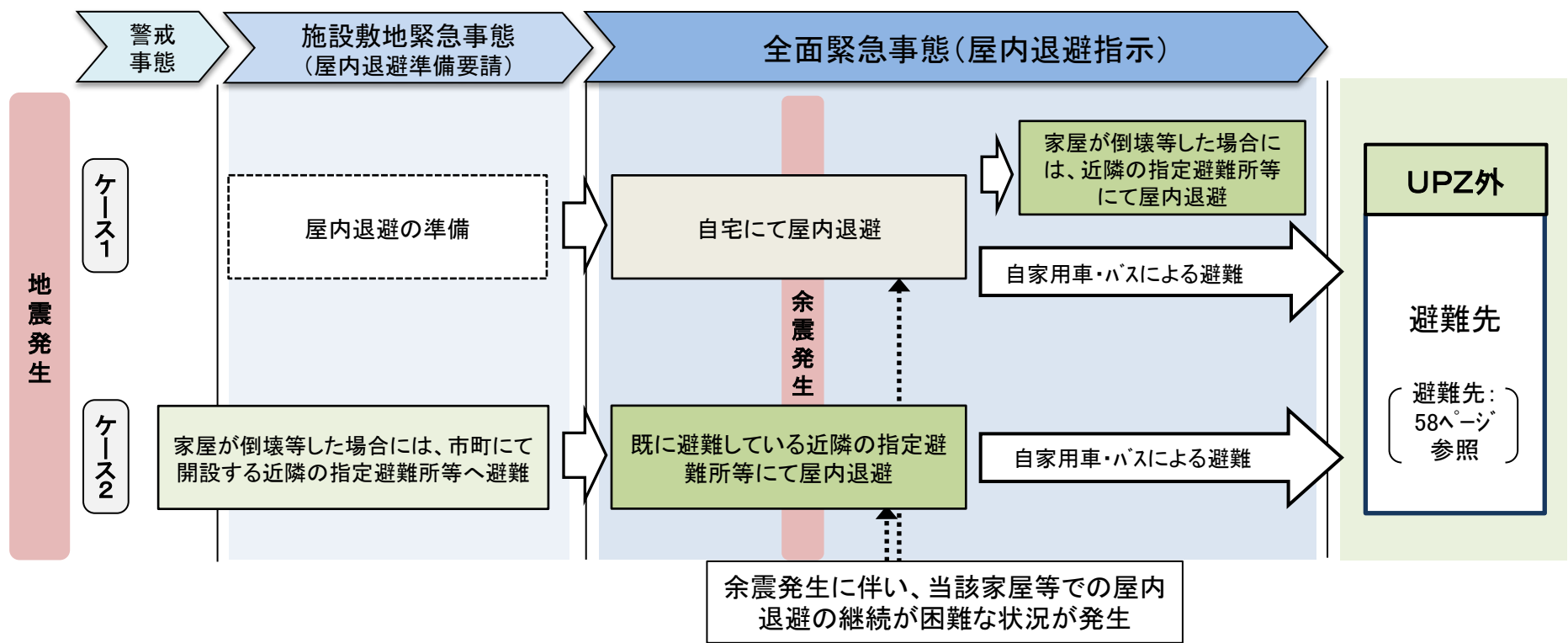
＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ （外出をすることで命に危険が及ぶような場合）



自然災害等（地震、津波等※1）により屋内退避が困難となる場合の基本的な考え方

- 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZの別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う。※2
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び鹿児島県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合の例>



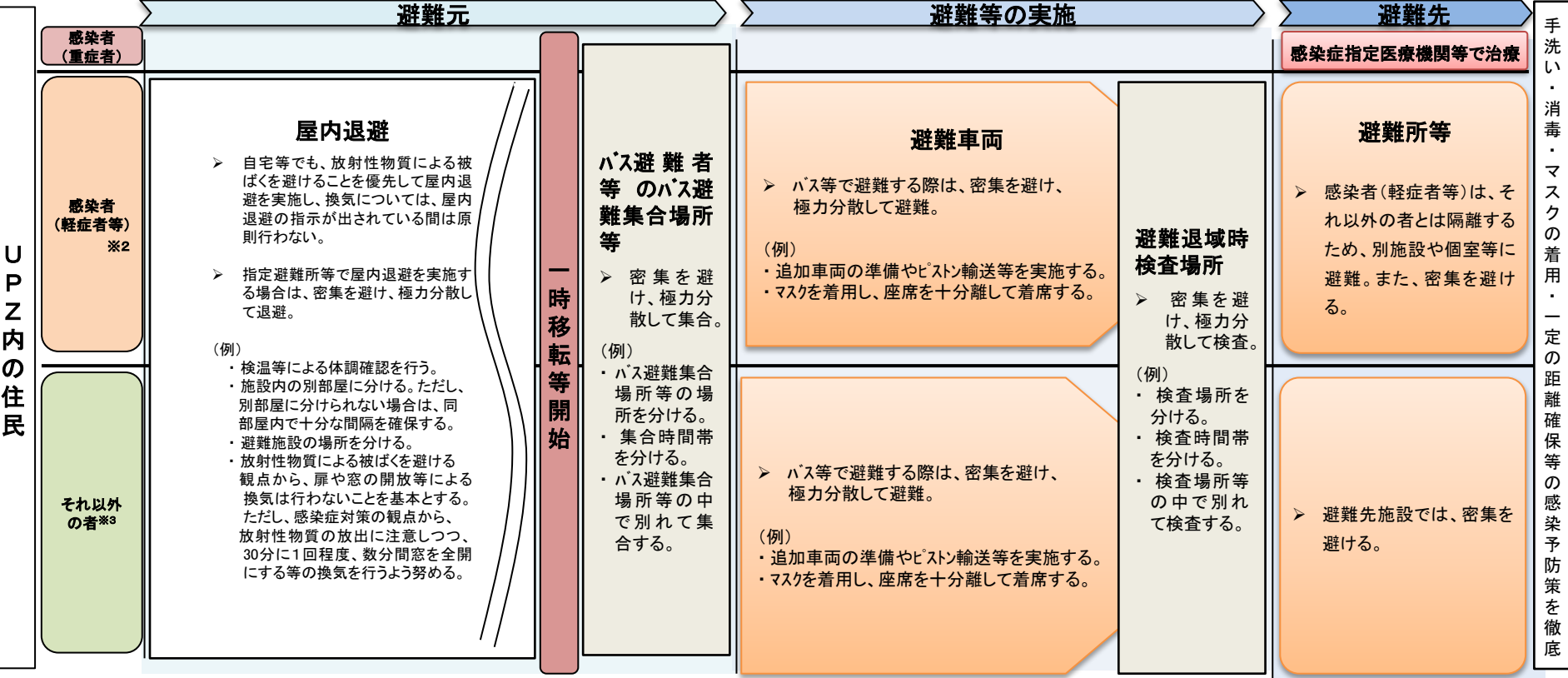
※1 津波との複合災害時における場合もケース2と同様に、まずは津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。津波警報解除等津波に対する安全が確保できた場合には、避難経路等を確認した上で避難を実施する。

※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

感染症※₁の流行下でのUPZの防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や隔離を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



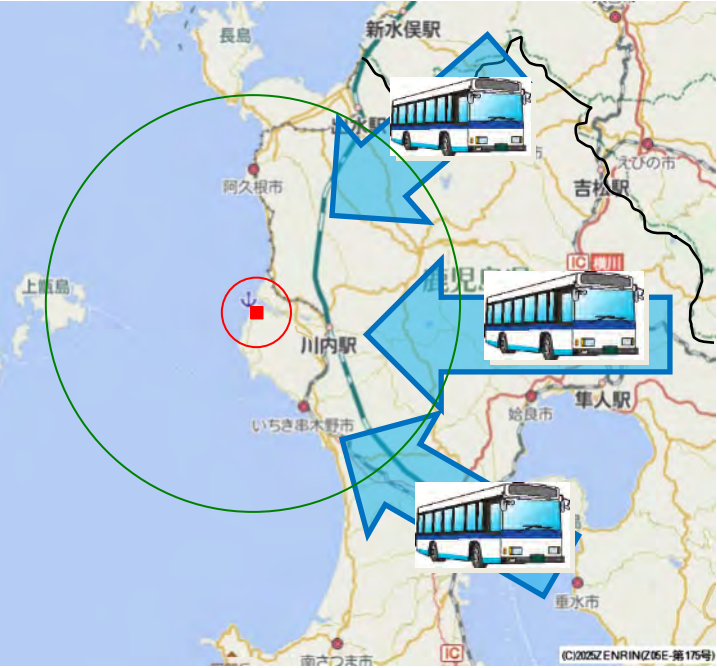
※₁ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
※₂ 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
※₃ 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。
※₄ 避難先施設で密集が発生するおそれのある場合は、他の避難先(ホテル・旅館等)に「それ以外の者」の受入れについて協力を依頼する。

手洗い・消毒・マスクの着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底

UPZの一時移転等に必要となる輸送能力の確保

- UPZで一時移転等は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域の住民が実施する。一時移転が必要となった場合の輸送能力の確保については、
- 鹿児島県が、「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき、県内のバス会社から必要となる輸送手段を確保する。鹿児島県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を確保する。
 - 鹿児島県が確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

協力事業者	保有台数（台）
26社	約1,400



災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定(平成27年6月26日)

【対象】

公益社団法人鹿児島県バス協会

【協力内容】

- ①被災者（滞留者を含む。）及び救援者等の輸送業務
- ②ボランティアの輸送業務
- ③災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- ④その他必要なバスによる支援業務

九州・山口9県災害時応援協定 (令和2年4月24日改定)

【対象】

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、
宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥物資集積拠点の確保
- ⑦災害廃棄物の処理支援
- ⑧その他応援のため必要な事項

隣接県（熊本県・宮崎県）
指定地方公共機関（バス会社）
保有台数：約2,300台



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合は、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

他の地方公共団体からの応援計画

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、鹿児島県に対する関係地方公共団体からの支援策として、7つの応援協定を締結。

ア 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定(平成23年2月28日)
【対象】
国土交通省九州地方整備局、鹿児島県土木部
【応援内容】
①施設の被害状況の把握
②情報連絡網の構築
③現地情報連絡員の派遣
④災害応急措置
⑤その他必要と認められる事項

イ ⑦九州・山口9県災害時応援協定(令和2年4月24日改定)
【対象】
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県
【応援内容】
災害対策基本法第2条第一号に規定する災害に係るもの
①職員の派遣
②食料、飲料水及び生活必需品の提供
③避難施設及び住宅の提供
④緊急輸送路及び輸送手段の確保
⑤医療支援
⑥物資集積拠点の確保
⑦災害廃棄物の処理支援
⑧その他応援のため必要な事項
感染症の予防及び感染症の患者に関する法律第6条第1項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするものに係るもの
①検体検査
②マスク、防護服等の医療資機材の提供
③その他応援のため必要な事項

ウ ①関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定(平成23年10月31日)
【対象】
関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)、九州地方知事会(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県)
【応援内容】
①職員の派遣
②食料、飲料水及び生活必需品の提供
③避難施設及び住宅の提供
④緊急輸送路及び輸送手段の確保
⑤医療支援
⑥その他応援のため必要な事項

②全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(令和6年1月31日)
【応援内容】
①人的支援及び斡旋
②物的支援及び斡旋
③施設又は業務の提供及び斡旋
④その他特に要請のあったもの

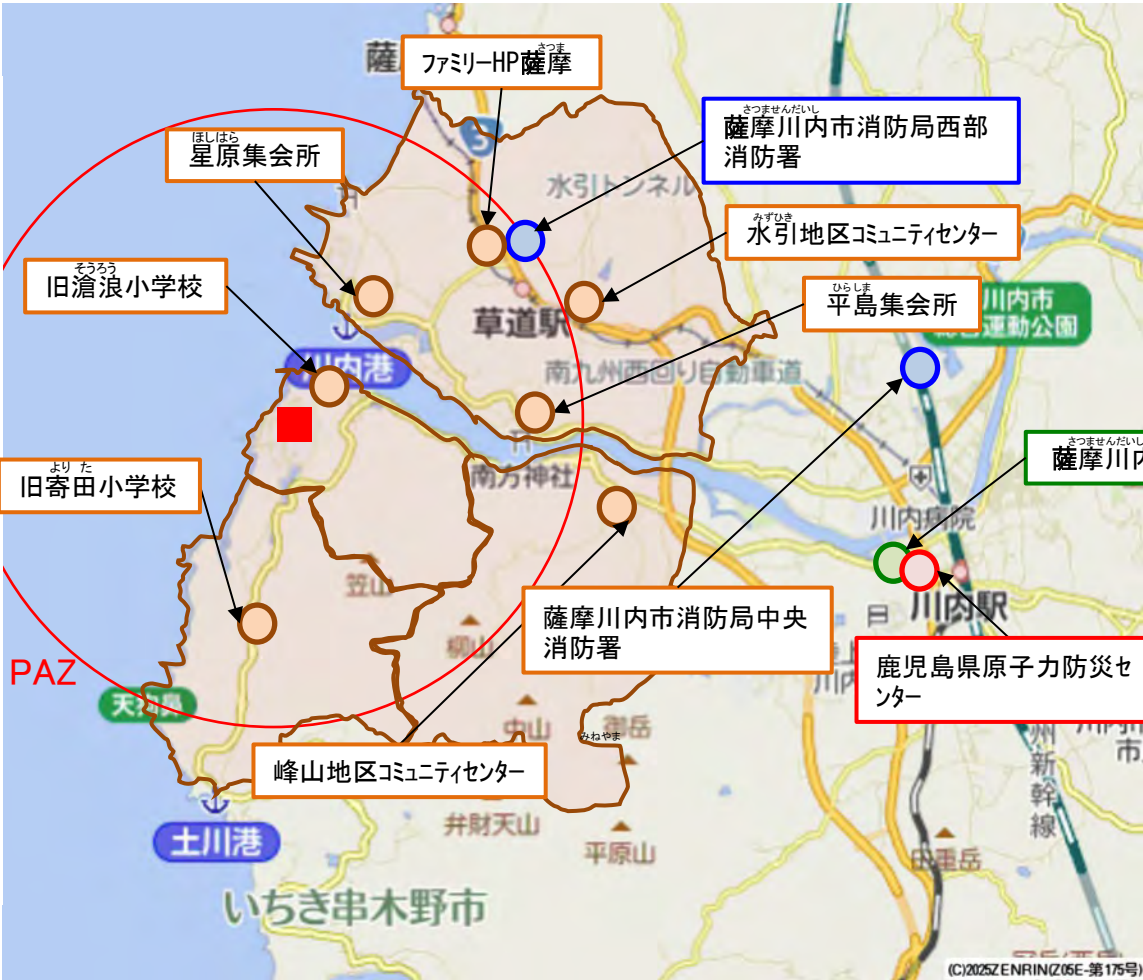
④原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年1月31日)
【対象】
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
【応援内容】
①原子力防災資機材の提供
②職員の派遣

①鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定(平成23年11月14日)
【応援内容】
①災害応急対策を行う職員の派遣
②避難所や災害対策本部等で必要となる物資の調達及び配送
③その他被災県が要請した措置

7. 放射線防護資機材、物資、 燃料の備蓄・供給体制

PAZの防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 鹿児島県は、鹿児島県原子力防災センターや、薩摩川内市のほか、PAZの薩摩川内市西部消防署や放射線防護対策施設にて、避難誘導や避難行動支援などを行う要員のための個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- 緊急時には、薩摩川内市の職員や消防職員、バス会社等の運転者等が放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを配布。



タイベックスーツ



個人線量計

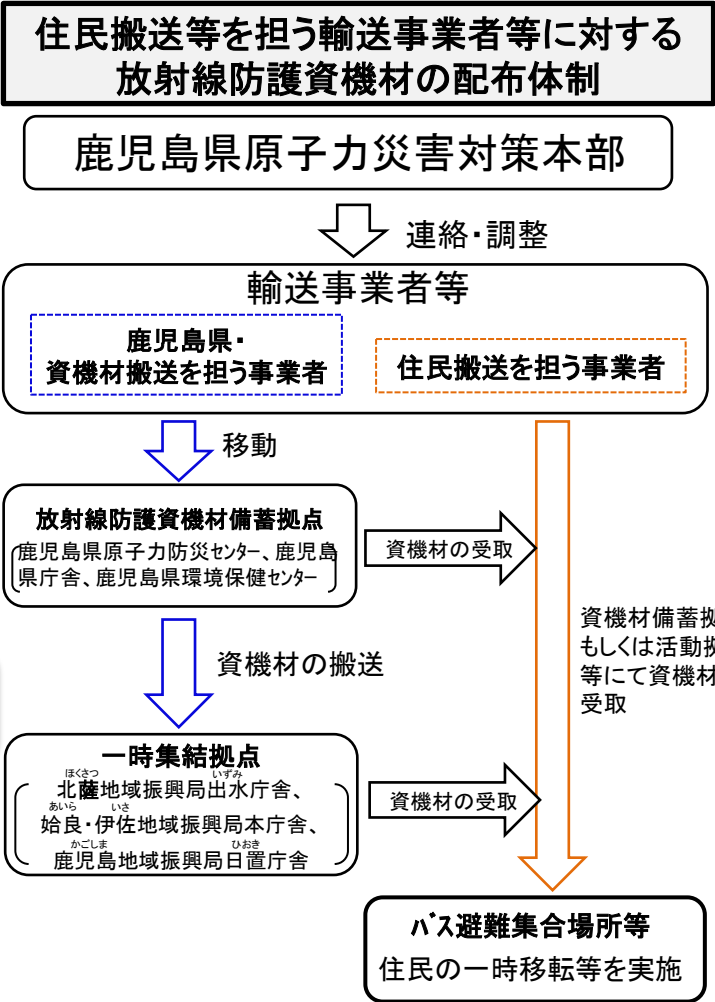


サーベイメータ

備蓄拠点	対象施設数
鹿児島県原子力防災センター	1
薩摩川内市役所	1
薩摩川内市消防局消防署	2
放射線防護対策施設	7
合 計	11

UPZの防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内住民の一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、緊急時に設置する一時集結拠点で放射線防護資機材を配布（UPZの輸送事業者等には個別配布）。
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」の内容を充実させて締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害時における原子力事業者間協力協定※(平成26年10月10日)

【協定事業者】

北海道電力(株)、東北電力(株)、東京電力(株)、中部電力(株)、北陸電力(株)、関西電力(株)、中国電力(株)、四国電力(株)、九州電力(株)、日本原子力発電(株)、電源開発(株)、日本原燃(株)

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止及び早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリング及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



個人線量計



全面マスク



タイベックスーツ

※本協定のほか、関西電力(株)、北陸電力(株)、中国電力(株)、四国電力(株)及び九州電力(株)の5社間において「原子力事業における相互協力に関する協定書」を締結(平成28年8月5日)

鹿児島県及び関係市町における行政備蓄

- 緊急時に備え、関係市町では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、鹿児島県が調整を行い、県内の全市町や物資供給等に関する協定を締結している民間事業者等の協力を得て、食料及び生活物資等を融通・供給。
- 放射線防護対策施設においては、1,122名が生活できる食料及び生活物資等4日分を備蓄。

県及び関係市町の生活物資の備蓄状況

令和7年4月1日現在

	アルファ米等(食)	飲料水(リットル)	毛布(枚)	簡易トイレ(基) ＜括弧内は携帯型の回数＞	非常用燃料 (リットル)
鹿児島県	24,000	10,660	1,539	34 ＜7,700＞	—
かごしまし 鹿児島市	113,342	150,408	39,310	976 ＜69,300＞	—
あくねし 阿久根市	16,110	16,188	1,830	20 ＜21,400＞	—
いずみし 出水市	3,200	1,650	1,320	50 ＜—＞	—
さつませんだいし 薩摩川内市	31,130	9,330	890	198 ＜1,186＞	—
ひおきし 日置市	19,650	14,232	6,350	77 ＜—＞	—
くしきのし いちき串木野市	9,000	6,000	230	46 ＜200＞	—
あいらし 姶良市	4,462	360	915	272 ＜—＞	9,950
ちよう さつま町	880	1,152	100	23 ＜690＞	—
ながしまちよう 長島町	1,618	250	300	— ＜500＞	—

鹿児島県及び関係市町における物資供給等に関する協定

- 備蓄物資が不足する場合等に備え、鹿児島県及び関係市町は「災害時における物資の供給等に関する協定」を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の締結状況の例

		内 容	締結民間企業等	市町名	締結民間企業等
鹿児島県	物資等の供給		(株)タイヨー、(株)南九州ファミリーマート、鹿児島県パン工業協同組合、(株)山形屋、(株)山形屋ストア、コカ・コーラボトランスジャパン(株)、イオン九州(株)、鹿児島県生活協同組合連合会、NPO法人コメ災害対策センター、(株)ローソン、(株)セブンイレブン・ジャパン、鹿児島県畳工業組合、南日本段ボール工業組合、特定非営利活動法人フードバンクかごしま、(株)アクティオ、WASHハウス(株)、鹿児島ケーティング協会	さつまさんだいし 薩摩川内市	コカ・コーラボトランスジャパン(株)、ワールド・サンフーズ(株)、田中石油ガス(株)、九州おひさま発電(株)、鹿児島県LPガス協会川薩支部、NPO法人コメ災害対策センター、生活協同組合コープかごしま、株式会社ナフコ、川内ガス販売協同組合、南九州福山通運株式会社、川内ヤクルト販売株式会社
				くしきのし いちき串木野市	日之出紙器工業(株)、NPO法人コメ災害対策センター、鹿児島県LPガス協会川薩支部
	物資等の輸送		(公社)鹿児島県トラック協会、(一社)AZ-COMネットワーク、鹿児島ドローンネットワーク推進協議会	あくねし 阿久根市	コカ・コーラボトランスジャパン(株)、NPO法人コメ災害対策センター、(株)ソフィア、鹿児島県LPガス協会北薩支部
				かごしまし 鹿児島市	(株)エコープ鹿児島、鹿児島県パン工業協同組合、生活協同組合コープかごしま、(株)タイヨー、(株)ハルタ、(株)山形屋、(株)山形屋ストア、(株)南九州ファミリーマート、イオンストア九州(株)、イオン九州(株)、コカ・コーラウェスト(株)、サントリービバレッジサービス(株)、エス・パックス(株)、日之出紙器工業(株)、(株)ニシムラ、(株)フタバ、平和リース(株)、NPO法人コメ災害対策センター、ミドリ安全(株)、鹿児島県LPガス協会
	緊急通行車両への優先給油		鹿児島県石油商業組合	いずみし 出水市	NPO法人コメ災害対策センター、コカ・コーラボトランスジャパン(株)、ワールド・サンフーズ(株)、出水タンボール(株)
	緊急支援物資の保管及び荷役等		鹿児島県倉庫協会	ひおきし 日置市	日之出紙器工業(株)、生活協同組合コープかごしま、NPO法人コメ災害対策センター、コカ・コーラボトランスジャパン(株)、ワールド・サンフーズ(株)
相談等による被災者支援		鹿児島専門士業団体協議会、鹿児島県行政書士会	あいらし 姪良市	コカ・コーラボトランスジャパン(株)、ワールド・サンフーズ(株)、鹿児島県LPガス協会姪良霧島支部、(株)イケダパン、(株)ニシムタ、(株)ナフホームプラザナフ姪良店、エス・パックス(株)、Jパックス(株)、イオンタウン(株)、イオン九州(株)、ヤマト運輸(株)鹿児島主管支店	
			ちよう さつま町	鹿児島県LPガス協会川薩支部	
			ながしまちよう 長島町	NPO法人コメ災害対策センター、ワールド・サンフーズ(株)、鹿児島県LPガス協会北薩支部	

102

PAZからの避難時の物資備蓄・供給体制

- PAZからの避難住民約3,600人の受入れ時には、鹿児島県（防災研修センター、鹿児島市内の県有施設）の備蓄のほか、日本赤十字社 鹿児島県支部に備蓄された物資（食料等の生活用品）等を、鹿児島県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 鹿児島県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、鹿児島県又は関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



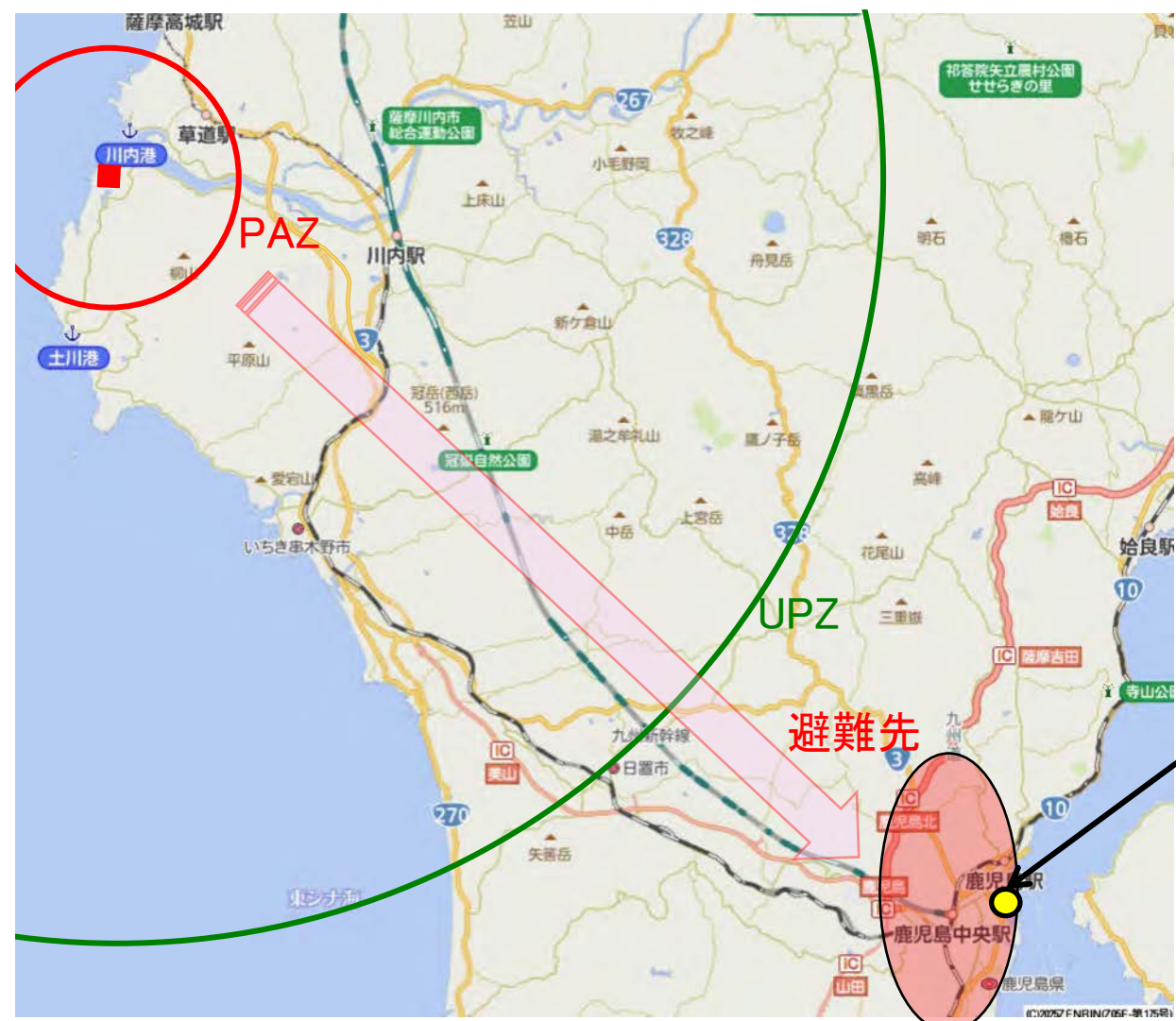
PAZ内の住民避難先

	避難施設	避難受入人数(人)
そうらう 滄浪地区	総合体育センター武道館	247
よりた 寄田地区	鹿児島県文化センター（宝山ホール）	171
みずひき 水引地区	鹿児島県文化センター（宝山ホール）	328
	県立図書館本館	343
	かごしま県民交流センター（カイクス交流センター）	1,350
みねやま 峰山地区	鹿児島県盲学校体育館	123
	かいよう 開陽高等学校体育館	420
	かごしまみなみ 鹿児島南高等学校体育館	544
合 計		3,526

※1 令和7年4月1日現在
※2 医療機関が手配している避難施設は除く。

原子力事業者による生活物資の備蓄支援

- 九州電力(株)では、能登半島地震の教訓を踏まえ、災害関連死の防止を図るため、最初に避難を開始する「施設敷地緊急事態要避難者」等の避難先施設における良好な生活環境の確保に資する生活物資の備蓄を支援。
- 整備された物資は県有施設に保管し、避難住民の受入れ時には、鹿児島県が鹿児島県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する

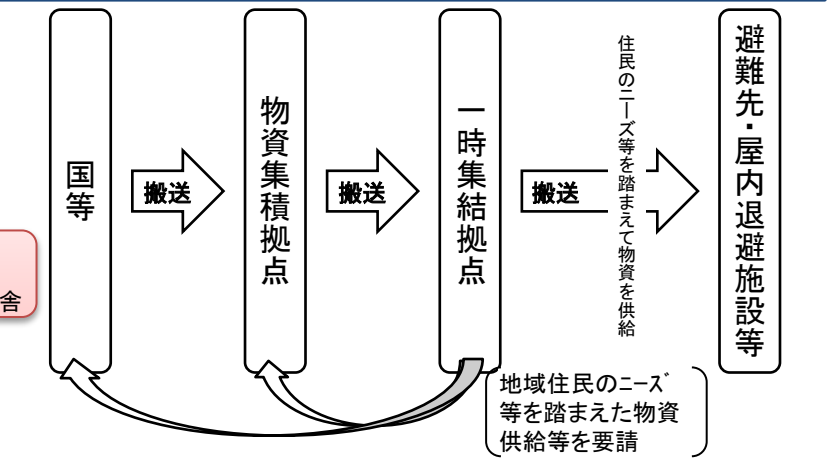


鹿児島市内の県有施設	
段ボールベッド(台)	段ボールパーティション(セット)
1, 700	1, 700

令和8年度上期配備予定

物資の調達・供給

- 物資供給の迅速性を高め、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため、物資を集積する物資集積拠点を設定。物資集積拠点では、地域のニーズ等を踏まえて必要な食料や物資を分別し、3箇所の一時的集結拠点到輸送。
- 一時的集結拠点では、物資集積拠点から搬送された物資を地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点・一時的集結拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。



- 物資集積拠点 (始良・伊佐地域振興局霧島庁舎)
- ・避難・屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積
 - ・ボランティア団体等による食料・物資の集積
 - ・オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
 - ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
 - ・災害関係情報 (道路情報、緊急時モニタリング情報) 等

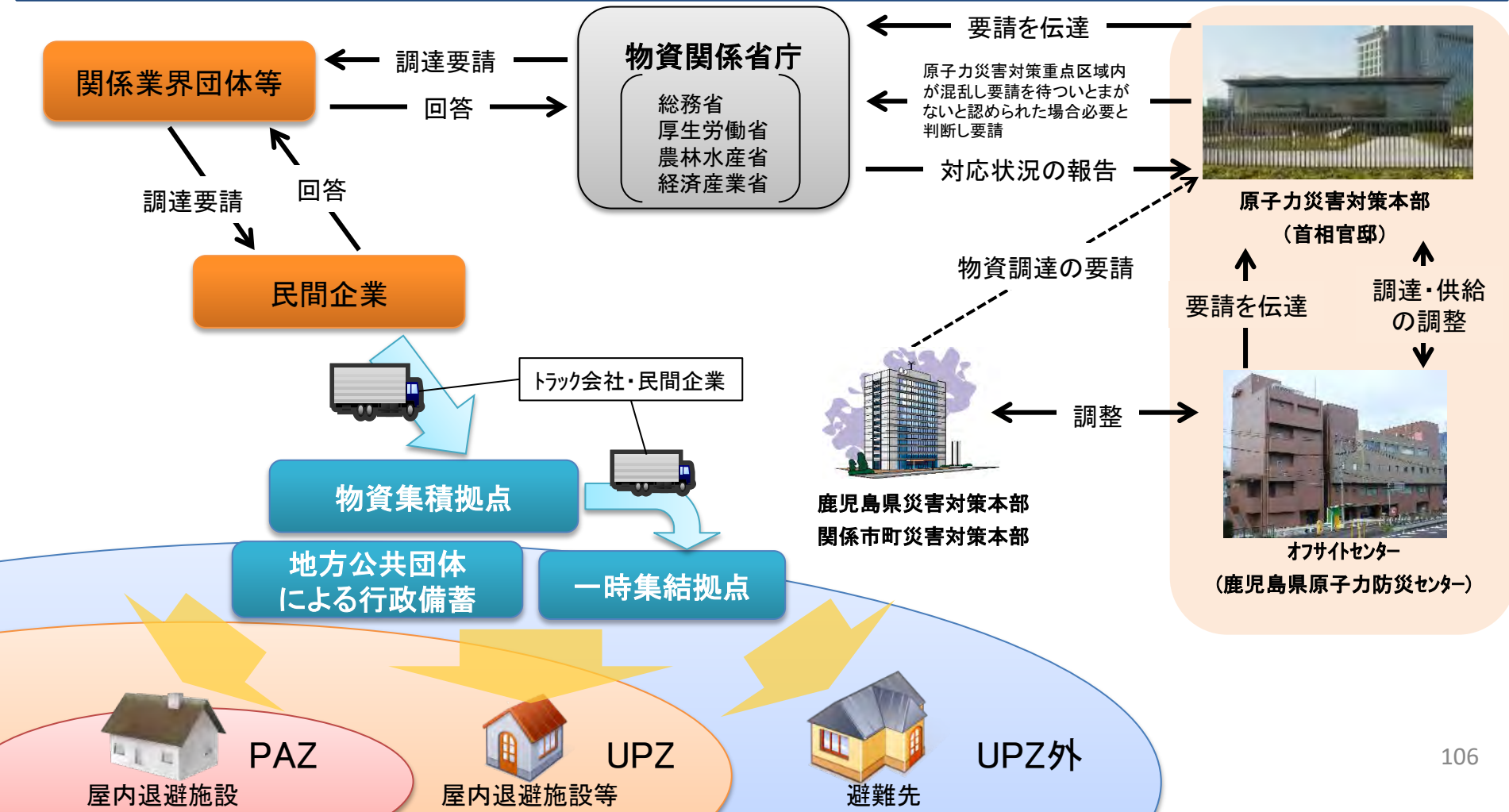
- 一時的集結拠点 (県地域振興局3庁舎)
- ・避難先住民や屋内退避住民への食料・物資の供給
 - ・緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材の供給
 - ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請
 - ・災害関係情報 (道路情報、緊急時モニタリング情報)

円滑な物流供給のための専門家の派遣
・協定締結事業者から広域物流拠点等に専門家を派遣
・物資の保管や荷捌き等に対する助言・指導

※ 一時的集結拠点は、放射線防護資機材の一時的集結拠点と同じ場所に設置

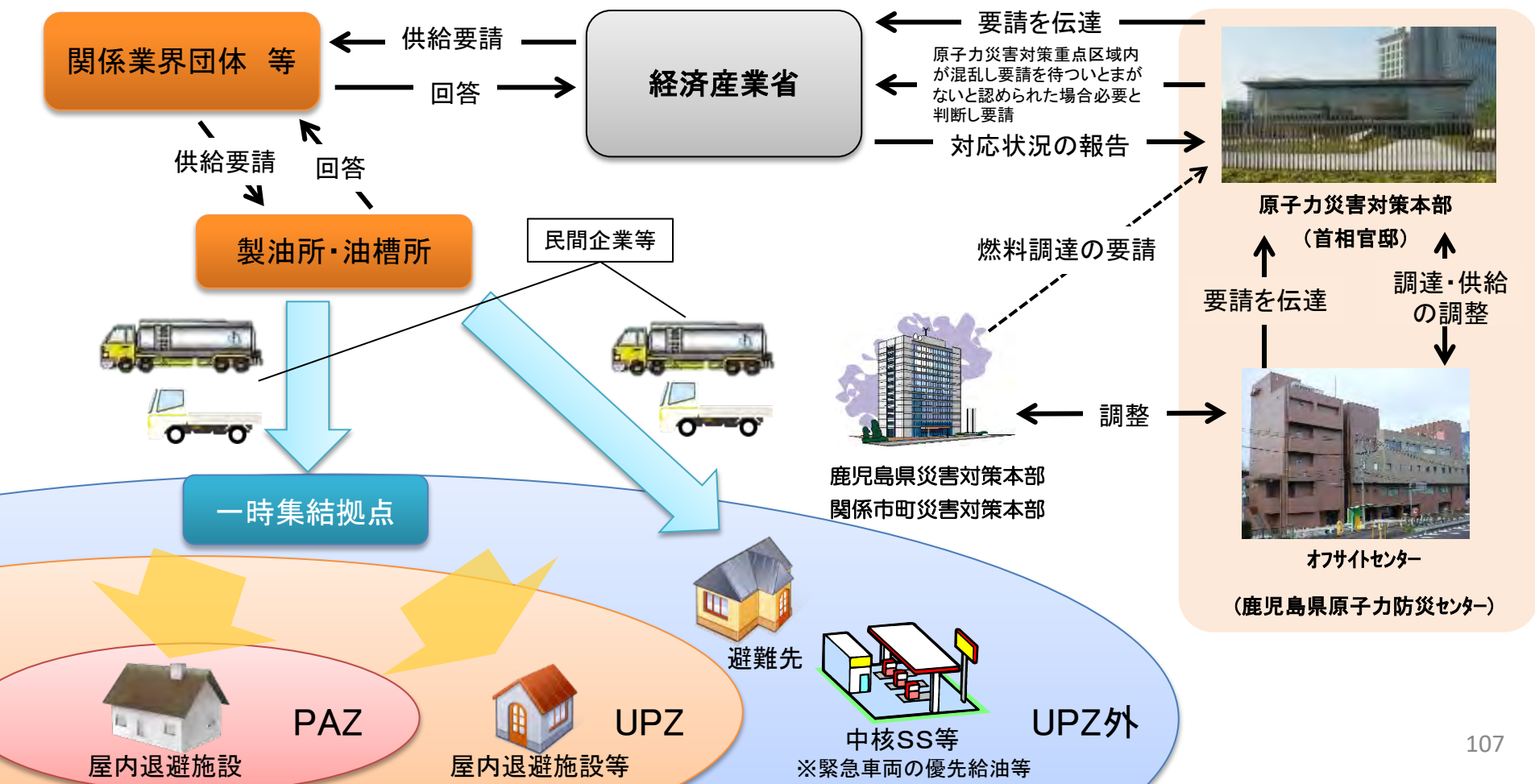
国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 鹿児島県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、鹿児島県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、国の原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、又は要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



国による物資（燃料）の供給体制

- 鹿児島県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、鹿児島県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、国の原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、又は要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点又は屋内退避施設や避難先への搬送を行う。



主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

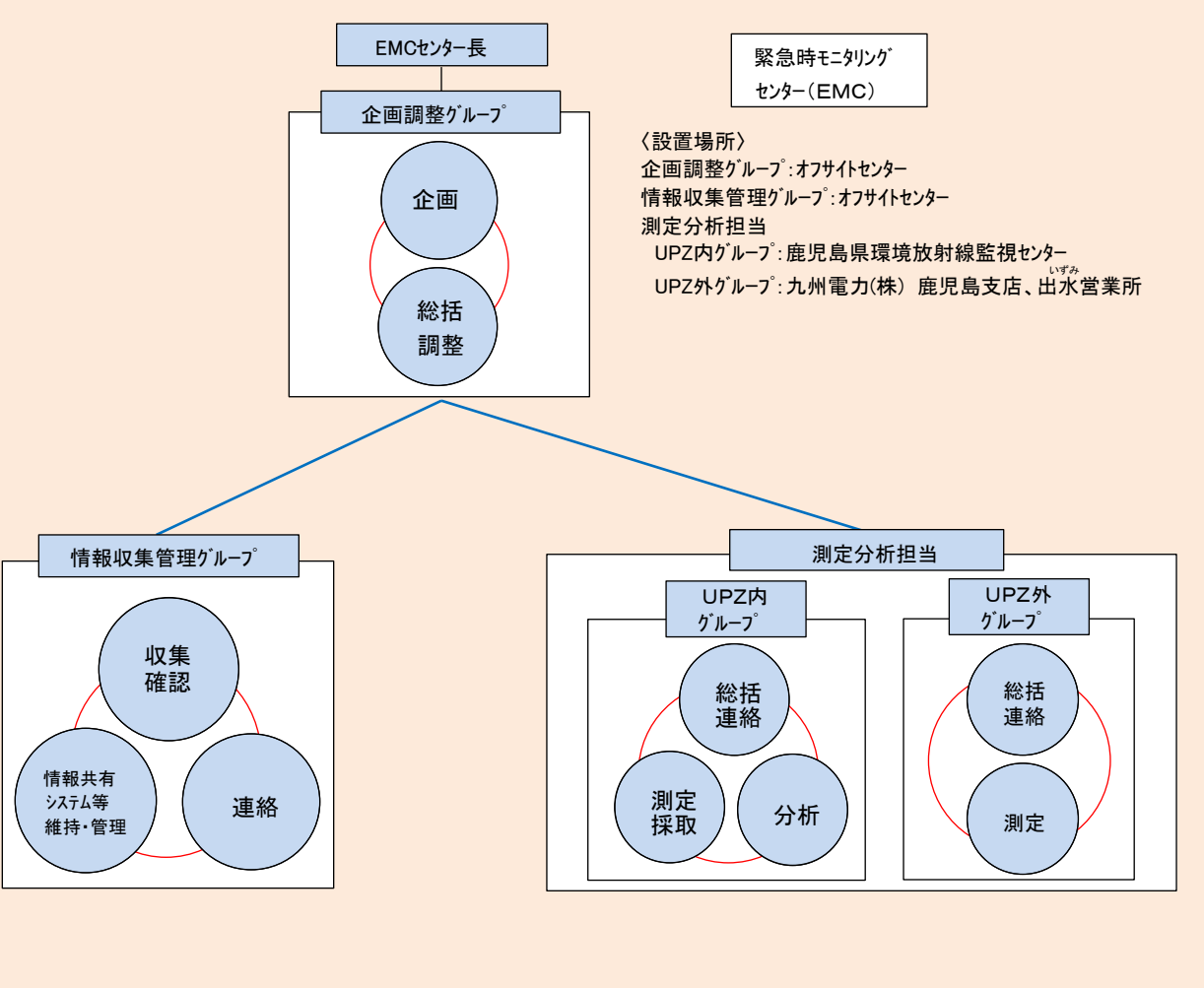
➤ 被災者の生活の維持のために必要な物資（食料等の生活用品等）の調達・供給は、防災基本計画に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	国土交通省	飲料水（応急給水）	周辺自治体水道局
医薬品等	厚生労働省	一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、 日本製薬団体連合会、 日本医療機器産業連合会、 日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、 トイレトペーパー、 毛布 等	（一社）ジャパン・レンタル・アソシエーション、 日本家庭紙工業会、 日本毛布工業組合 等
燃料（石油・石油ガス等）		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、 （独）エネルギー・ 金属鉱物資源機構（JOGMEC） 等
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資	
通信機器	総務省	災害対策用移動通信機器 （衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機）	

8. 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループをオフサイトセンターに、測定分析担当を鹿児島県環境放射線監視センターに設置する。UPZ外の緊急時モニタリング実施が求められる場合には、国の要員が中心となり、原子力事業者と協力して対応にあたる。
- 川内^{かんない}原子力規制事務所に2名の上席放射線防災専門官を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

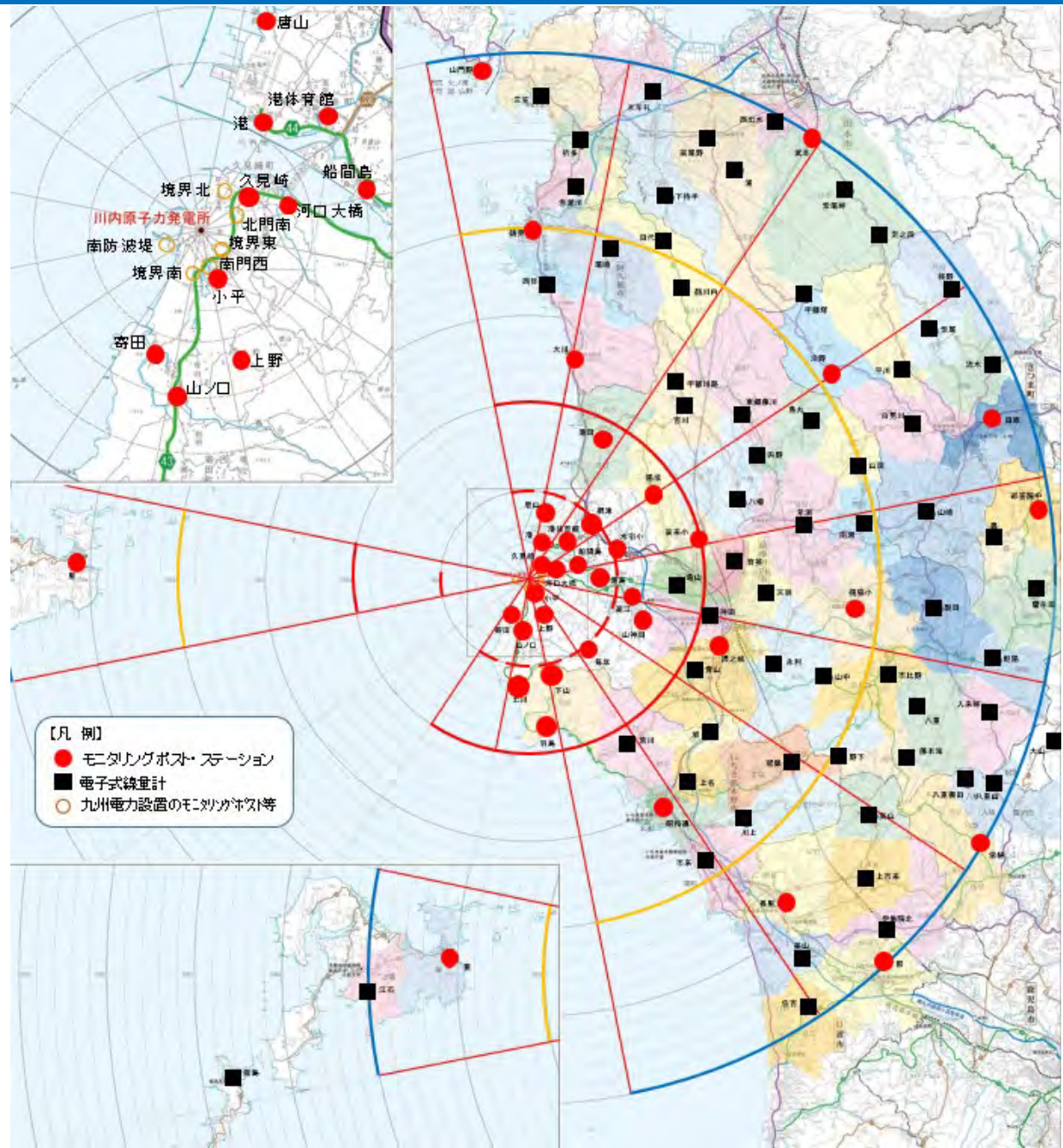
情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

- 鹿児島県では、川内原子力発電所周辺9市町の緊急時モニタリング地点81地点(下甕島内の3地点及びPAZを除く)にモニタリングポスト等を設定し、一時移転等の実施単位に関連付けを行うとともに、当該実施判断に係る連続測定を実施。なお、全てのモニタリングポスト等について非常用電源を装備しているほか、故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。
- 川内原子力発電所敷地境界5地点(原子力事業者)及びPAZ16地点(鹿児島県)、合わせて21地点の測定局で連続測定を実施。
- UPZ外については、必要に応じて国が電力事業者の協力を得ながら、航空機やモニタリングカー等の機動的手法を用いて緊急時モニタリングを実施。



鹿児島県による環境放射線モニタリング機器

- モニタリングポスト等
 - ・モニタリングポスト(36局)及び電子式線量計(64台)で、川内原子力発電所^{せんだい}周辺の空間放射線量率等を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(14台)を配備
- モニタリングカー等
 - ・空間放射線量率を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)、その他、可搬型モニタリングポスト等を運搬する車両を4台配備
- 大気モニタ(22台)、ヨウ素サンプラ(6台)
 - ・大気中放射性物質濃度を測定するための機器を整備



モニタリングポスト【36局】
(非常用発電機装備)



電子式線量計【64台】
(蓄電池装備)



可搬型モニタリングポスト【14台】
(蓄電池装備、携帯・衛星電話通信機能付)



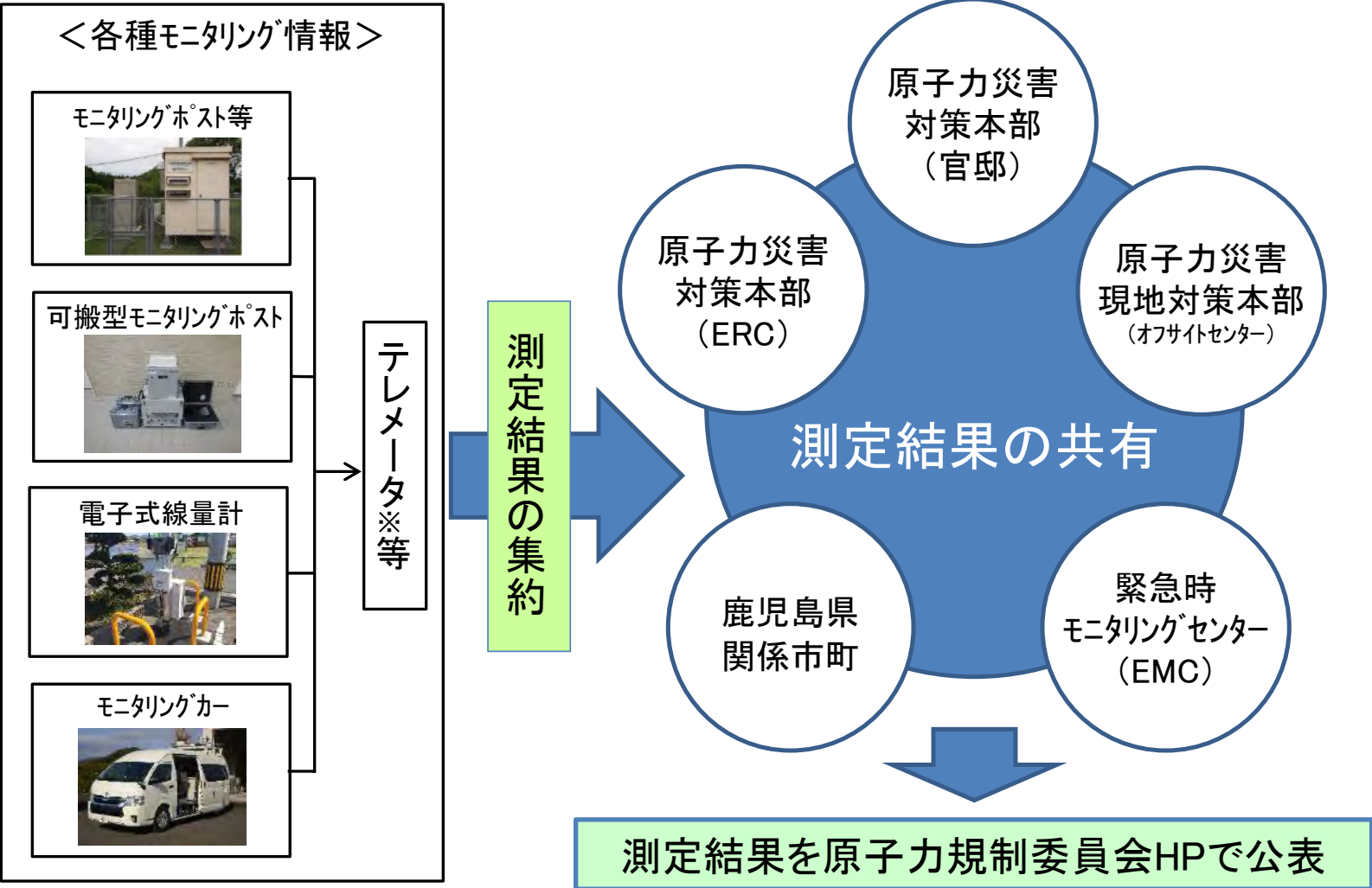
モニタリングカー【1台】



大気モニタ【22台】、ヨウ素サンプラ【6台】
(非常用発電機装備)

緊急時モニタリング結果の共有及び公表

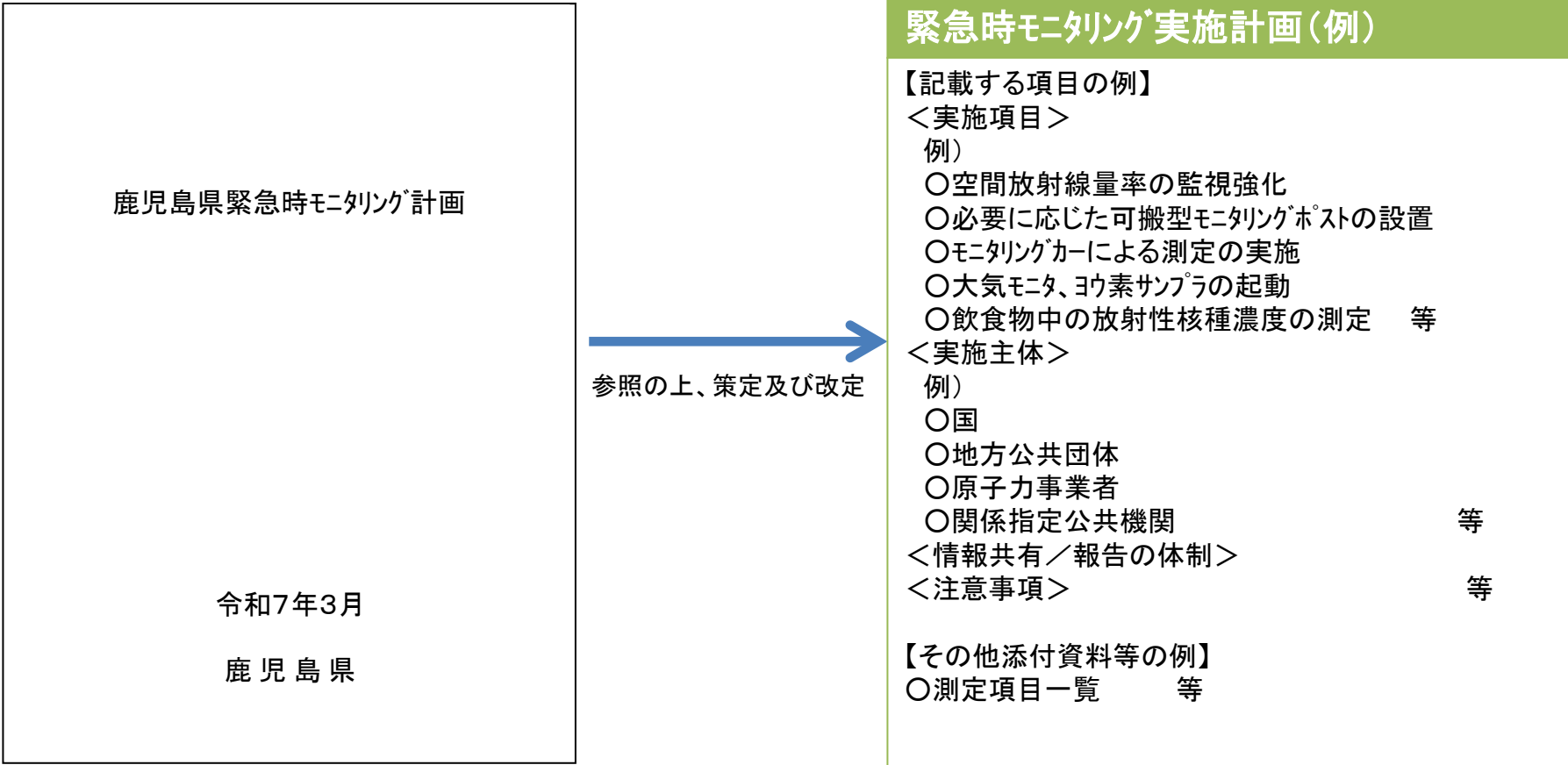
- 緊急時モニタリングの結果は、放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



※テレメータ:モニタリング情報収集装置

緊急時モニタリング実施計画

- 施設敷地緊急事態に至った際における、モニタリングの実施項目等は、鹿児島県が策定している「鹿児島県緊急時モニタリング計画」を踏まえ、国が「緊急時モニタリング実施計画」により定める。なお、同実施計画は、事態の進展に応じて、随時、改定を行う。
- 緊急時モニタリングは、当該実施計画に基づき緊急時モニタリングセンターが主体となって実施する。また、UPZ外、海域及び空域等の広域のモニタリングについては国が中心となって原子力事業者等の協力を得て行う。
- 緊急時モニタリングセンターでは、防護措置の実施判断のため空間放射線量率の測定を優先して行うとともに、大気中の放射性物質濃度測定等を行う。



<緊急時モニタリング計画>

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

関係機関の要員及び保有資機材数

(令和7年度調査による。鹿児島県及び九州電力(株)を除く。)

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

- 動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、
- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という。)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
 - 上述の情報の更新の方法
 - 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

	要員 (数)	可搬型モニタ リングポスト (台)	モニタリングカー (台)
国	20	80	23
道府県	859	182	43
原子力事業者	599	59	34
関係指定 公共機関	19	0	2

※ 各資機材については保有数を記載。

九州電力（株）による川内地域の緊急時モニタリング機器

- モニタリングポスト等
 - ・モニタリングポスト等(5局)で、発電所敷地境界付近の空間放射線量率等を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(5台)
- 可搬型エリアモニタ
 - ・施設敷地緊急事態に至った場合、可搬型エリアモニタを設置して、原子炉格納施設を囲む8方位(8台)の空間放射線量率を測定
- モニタリングカー及び可搬型放射能測定装置を搭載した専用車両
 - ・空間放射線量率、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)及びサーベイメータ等を搭載した専用車両(1台)を配備
- 可搬型放射能測定装置
 - ・発電所及びその周辺の空間放射線量率、放射性物質濃度を可搬型放射能測定装置(サーベイメータ等)で測定
- オフサイトの協力
 - ・緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣するほか、状況に応じてサーベイメータ等の資機材を活用して、オフサイトの緊急時モニタリングに協力



モニタリングポスト等【5局】



可搬型モニタリングポスト【5台】
(衛星電話等による通信機能付)



可搬型エリアモニタ【8台】



無線伝送



モニタリングカー【1台】



サーベイメータ等を搭載した
専用車両【1台】



(サーベイメータ)

(ダストサンプラ)

車両に搭載する可搬型放射能測定装置の例

9. 原子力災害時の医療等の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

PAZ及びUPZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

- 鹿児島県では、PAZ及びUPZ内住民の配布対象者に安定ヨウ素剤の説明会及び配布会を実施。
- PAZ内住民を対象に65回の説明会と57回の配布会を実施し、令和7年4月1日現在、2,923人に事前配布を実施。今後も継続して説明会を実施し、未配布者に対するフォローを実施。
- PAZのすべての学校、保育園、病院、社会福祉施設に加え、希望する事業所にも安定ヨウ素剤の配備を実施。
- UPZ内住民に対しては、障害や病気により緊急時の受け取りが困難であるなど、一定の要件を満たし、事前配布を希望する住民を対象に説明会と配布会をそれぞれ73回実施し、令和7年4月1日現在、3,077人に事前配布した。今後も継続して説明会を実施し、希望者に対する配布を実施。
- UPZの希望する医療機関、社会福祉施設に対し事前配布を実施。

●PAZ内住民への事前配布状況

	配布対象者(人)※	配布済人数(人)
さつまさんだいし 薩摩川内市	3,974	2,923
合計	3,974	2,923

※ PAZ内の住民数から、PAZ内に住む九州電力(株)社員及びPAZの病院に住民票を移している入所者を除いた人数(令和4年を基準年とするもの)

●UPZ内住民への事前配布状況

	配布要件	配布済人数(人)
薩摩川内市	UPZ内に居住しており、以下の一定の要件を満たし、事前配布を希望する住民を対象 ①障害や病気のある方 ②高齢者のうち災害時に配慮を要する方 ③妊婦・授乳婦 ④乳幼児(未就学児) ⑤①～④には該当しないが、類する事情がある方 ⑥①～⑤に該当する方が世帯にいる方	1,433
いちき串木野市		549
阿久根市		298
鹿児島市		48
出水市		330
日置市		312
姶良市		0
さつま町		103
長島町		4
合計	-	3,077

<安定ヨウ素剤事前配布説明会>

医師、薬剤師、県及び市職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明。



医師による説明



問診

避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、17箇所の関係市町施設及び11箇所の保健所等に合計約127万丸の丸剤と5,000gの粉末剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤約2万包を備蓄（令和7年4月現在）。
- 緊急配布は県及び関係市町職員が、備蓄先よりUPZの緊急配布場所※及び避難退域時検査場所へ搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。

＜安定ヨウ素剤の備蓄場所＞



安定ヨウ素剤備蓄場所

28箇所

関係市町施設:17箇所
保健所等:11箇所

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

- ・UPZの緊急配布場所
- ・避難退域時検査場所

凡例

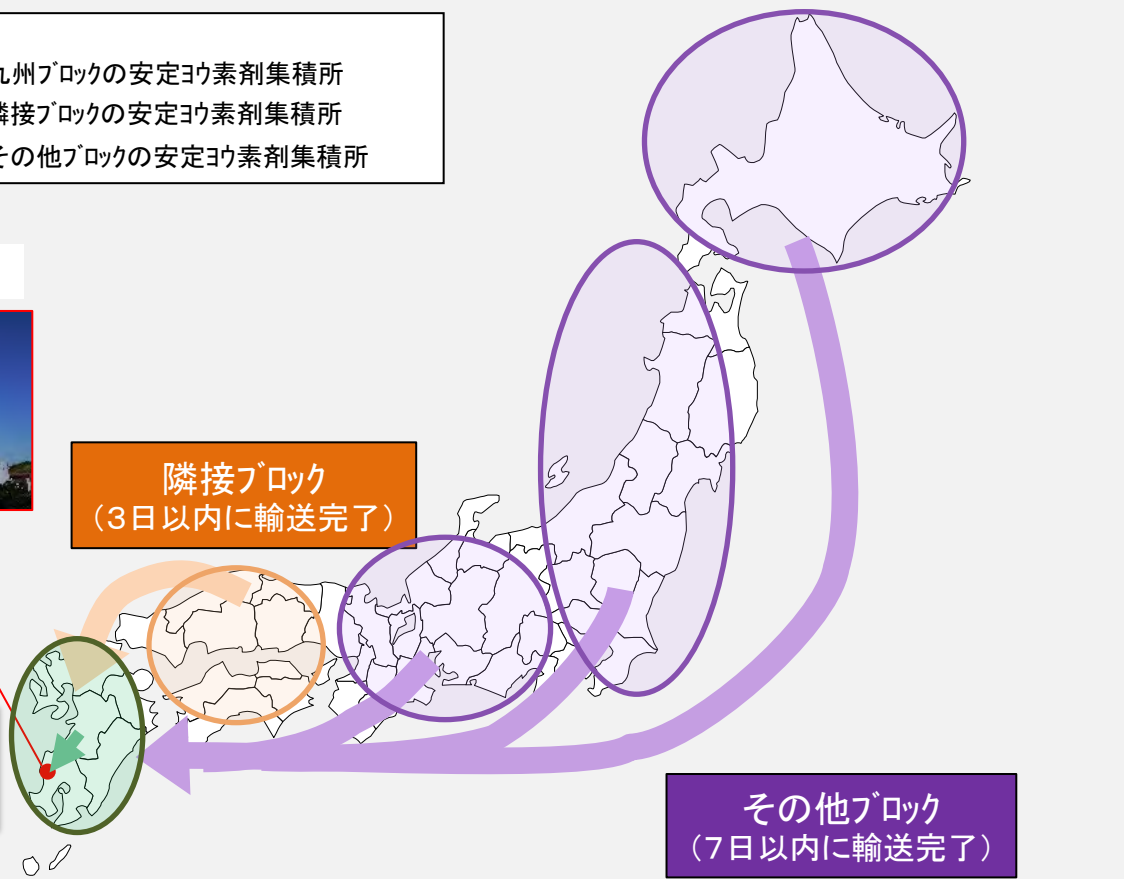
● 安定30素剤備蓄場所

国による安定ヨウ素剤の確保体制

- 国は、UPZにおいて安定ヨウ素剤が不足した場合、UPZ外において安定ヨウ素剤を必要とする場合に備えた備蓄を実施しており、全国を5つのブロック（北海道、東北・関東、中部、中国・四国、九州）に分け、5箇所の安定ヨウ素剤集積所に丸剤200万丸、乳幼児向けゼリー剤15万包の備蓄を実施。
- 緊急配布場所への輸送は、九州ブロックの安定ヨウ素剤集積所から24時間以内、隣接ブロックの安定ヨウ素剤集積所から3日以内、その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所から7日以内に完了する体制。
- さらに、不足の場合には、民間工場での全力生産及び海外からの援助等により、必要数を確保。

(凡例)

- : 九州ブロックの安定ヨウ素剤集積所
- : 隣接ブロックの安定ヨウ素剤集積所
- : その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所



オフサイトセンター
(鹿児島県原子力防災センター)



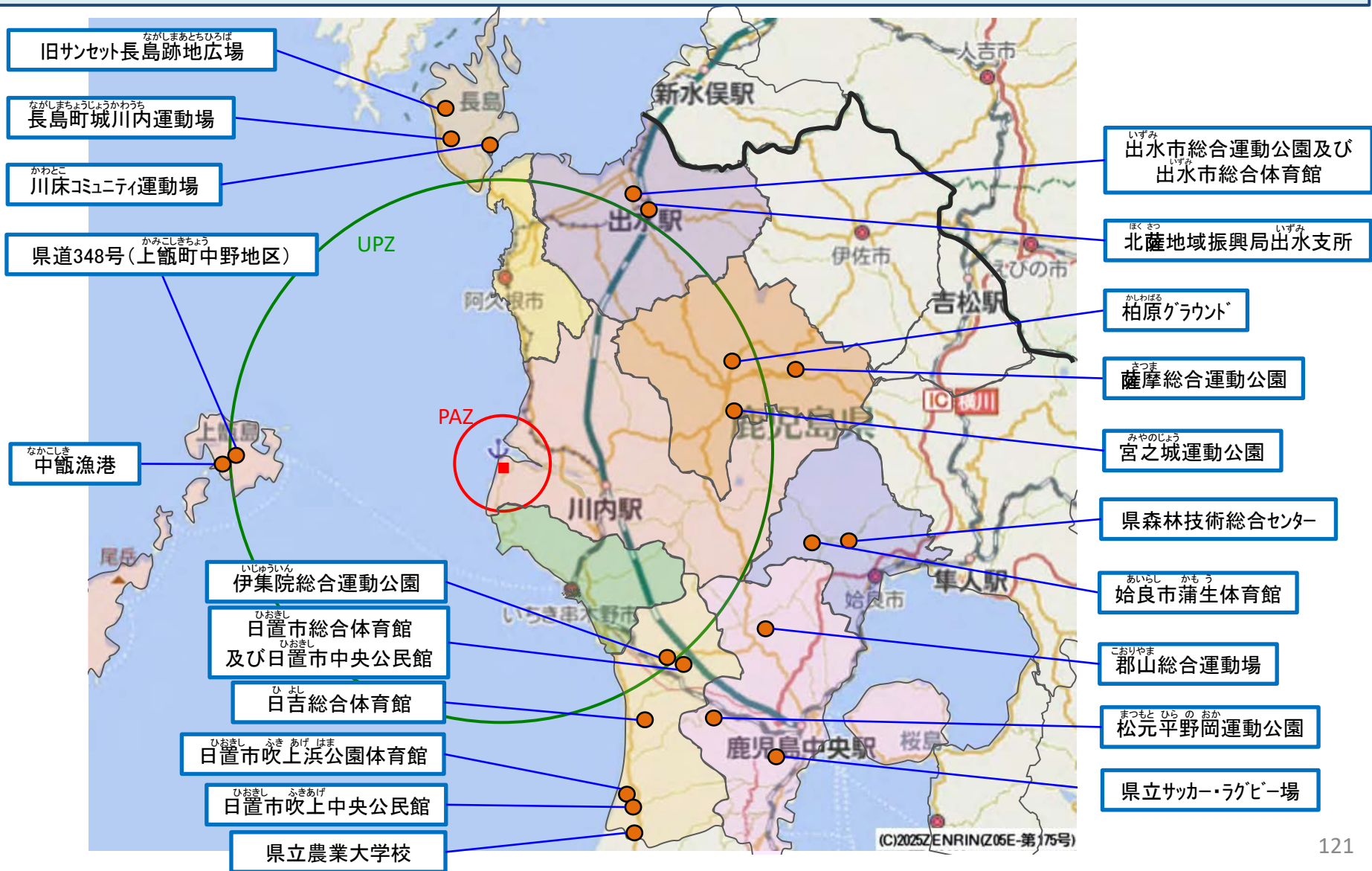
安定ヨウ素剤集積所



UPZ内外の安定ヨウ素剤
緊急配布場所

鹿児島県の避難退域時検査場所の候補地

➤ 鹿児島県では、緊急時の避難を円滑に行うため、30km圏周辺から避難所までの間で、避難経路や避難所までの移動の容易性、面積等を考慮し、候補地をあらかじめ準備。



「鹿児島県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」の策定

- 令和6年3月、鹿児島県において、避難退域時検査及び簡易除染を円滑に実施対応するため、実施場所の選定方法や要員の動員計画、資機材の運搬計画等について定めた実施計画を策定。

○1 検査等の実施主体

鹿児島県災害対策本部

※国の原子力災害対策本部の指示に基づき、検査等を実施

○2 避難退域時検査場所の選定

避難退域時検査は、県災害対策本部において、候補地の中から被災の状況、避難・一時移転の対象となる区域の人口、避難経路、避難車両及び避難退域時検査場所の規模等を踏まえて選定。

○3 検査等の要員

- ・検査等を実施するための要員（原子力事業者は900人）について、その役割及び活動内容等を記載（会場の開設数等に応じて要員等を配置）
- ・県及び原子力事業者は、検査等の要員が原子力防災に関する基礎的な研修や機器の取扱いに関する研修を受講できるように努力。

○4 検査等の資機材

県が保有する検査等に必要な資機材については、「緊急・救援物資等輸送に関する協定」に基づき、県災害対策本部から（公社）鹿児島県トラック協会に要請して運搬。

○5 その他

会場の運営及び管理に関する事項や避難退域時検査場所毎の会場レイアウト等を掲載。

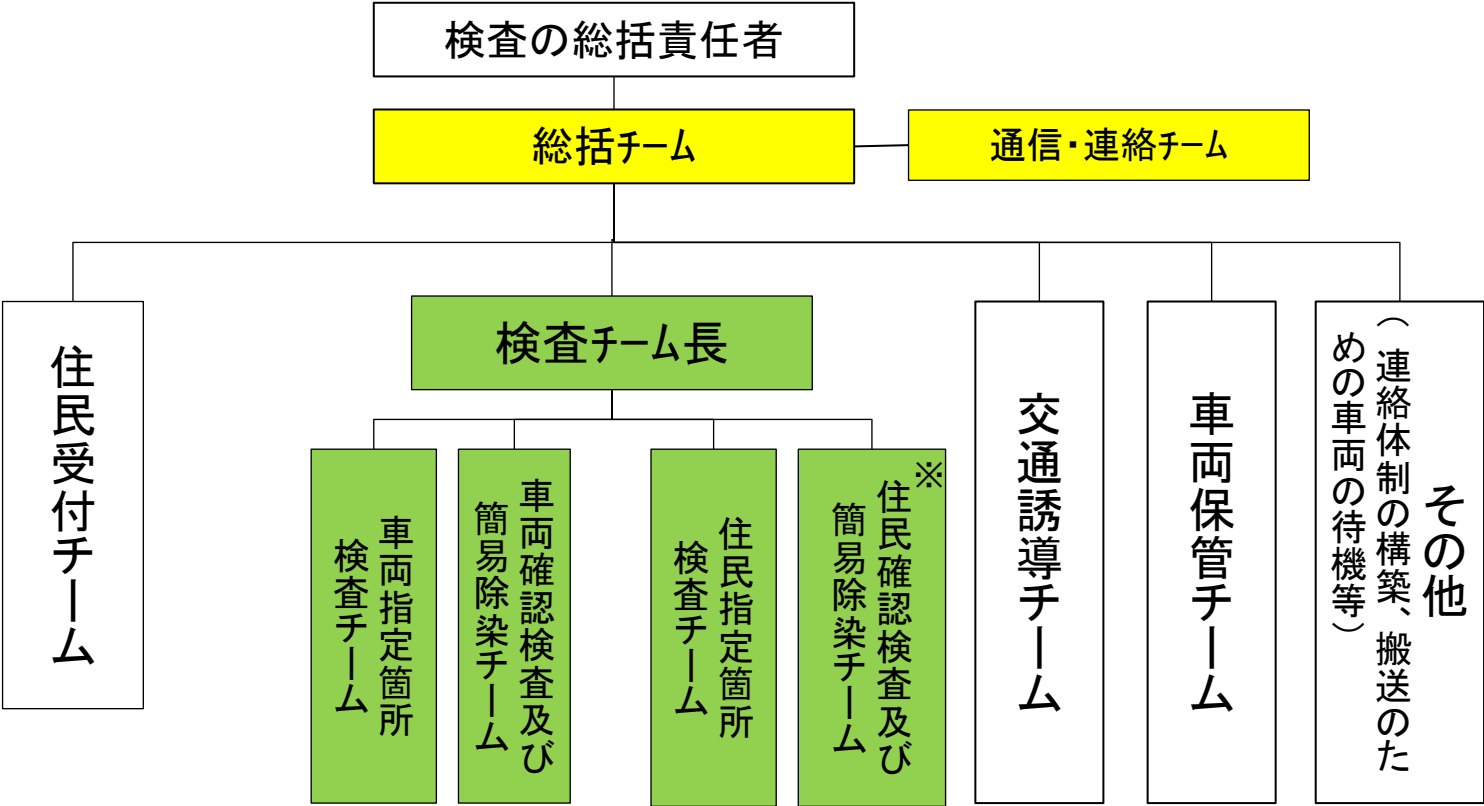
避難退域時検査場所候補地一覧

番号	施設名	所在市町村
①	川床コミュニティ運動場	長島町
②	長島町城川内運動場	長島町
③	旧サンセット長島跡地広場	長島町
④	出水市総合運動公園及び出水市総合体育館	出水市
⑤	北薩地域振興局出水支所	出水市
⑥	薩摩総合運動公園	さつま町
⑦	宮之城運動公園	さつま町
⑧	柏原グラウンド	さつま町
⑨	中甕漁港	薩摩川内市
⑩	県道348号(上甕町中野地区)	薩摩川内市
⑪	始良市蒲生体育館	始良市
⑫	県森林技術総合センター	始良市
⑬	伊集院総合運動公園	日置市
⑭	日置市総合体育館及び日置市中央公民館	日置市
⑮	日吉総合体育館	日置市
⑯	日置市吹上浜公園体育館	日置市
⑰	日置市吹上中央公民館	日置市
⑱	県立農業大学校	日置市
⑲	郡山総合運動場	鹿児島市
⑳	松元平野岡運動公園	鹿児島市
㉑	県立サッカー・ラグビー場	鹿児島市
合計	21箇所	—

避難退域時検査場所の運営体制

- 避難退域時検査場所は、鹿児島県が、原子力事業者、国、関係自治体及び関係機関の協力のもと運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、900人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

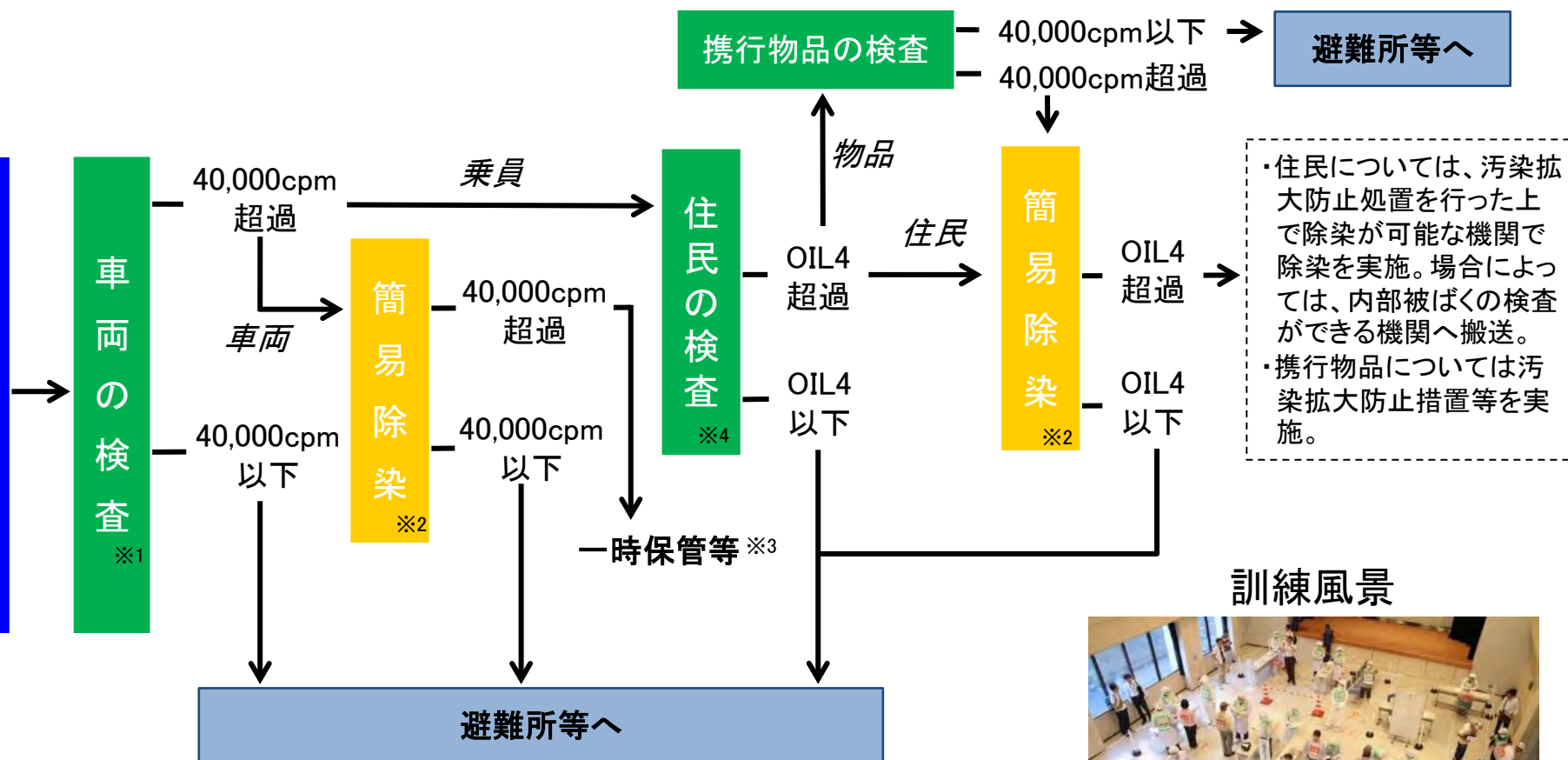
避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※携行物品検査を含む

避難退域時検査場所における検査手順

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



※1 一時移転等を行う住民の検査は、乗員の代用として、まず車両検査を行う。

※2 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

※3 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

※4 乗員の代表者の検査を行い、代表者がOIL4超過の場合には乗員全員の検査を行う。



原子力災害時における医療体制

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



**高度被ばく医療支援センター及び
原子力災害医療・総合支援センター** ※国が指定
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学
法人長崎大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

支 援

原子力災害拠点病院 ※県が指定
【2医療機関（鹿児島大学病院、済生会川内病院）】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協 力

原子力災害医療協力機関 ※県が登録
【16医療機関（鹿児島市立病院、鹿児島医療センター他）・16機関（県内各保健所他）】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。



※本地図は鹿児島本土のみの協力機関を記載しているが、その他、種子島医療センター及び県立大島病院も含まれる。

（凡例）

- : 原子力災害拠点病院
- : 原子力災害医療協力機関（医療機関のみ）

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センターいばらきけん（茨城県）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣するとともに航空機によるモニタリングを支援。



放射線防護資機材(80台)



移動式体表面測定車(2台)



モニタリング車(2台)



移動式全身測定車(2台)



2011.03 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時における国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動

作業員の内部被ばく測定

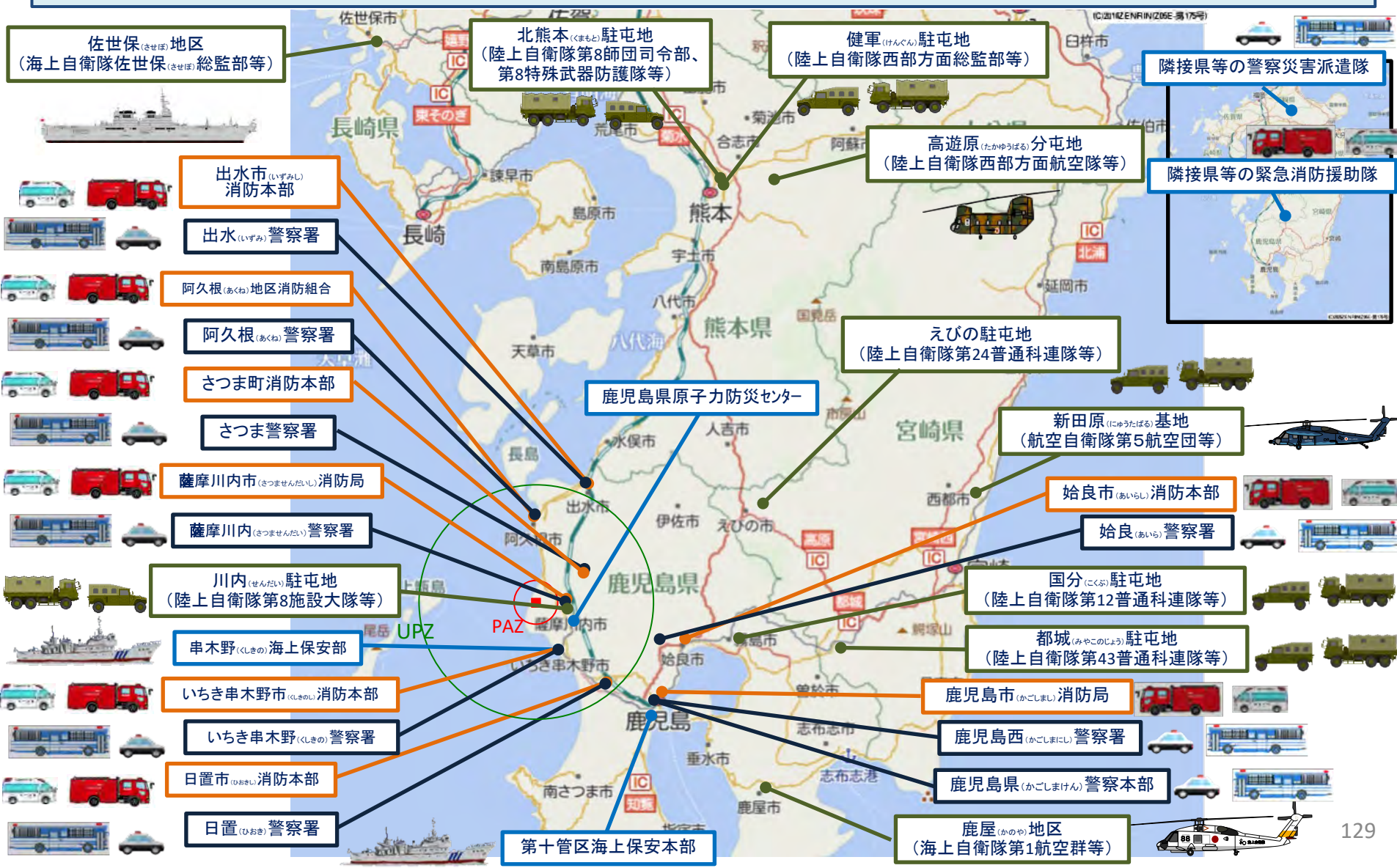
緊急被ばく医療のための受入体制構築

緊急時モニタリング

10. 国の実動組織の支援体制

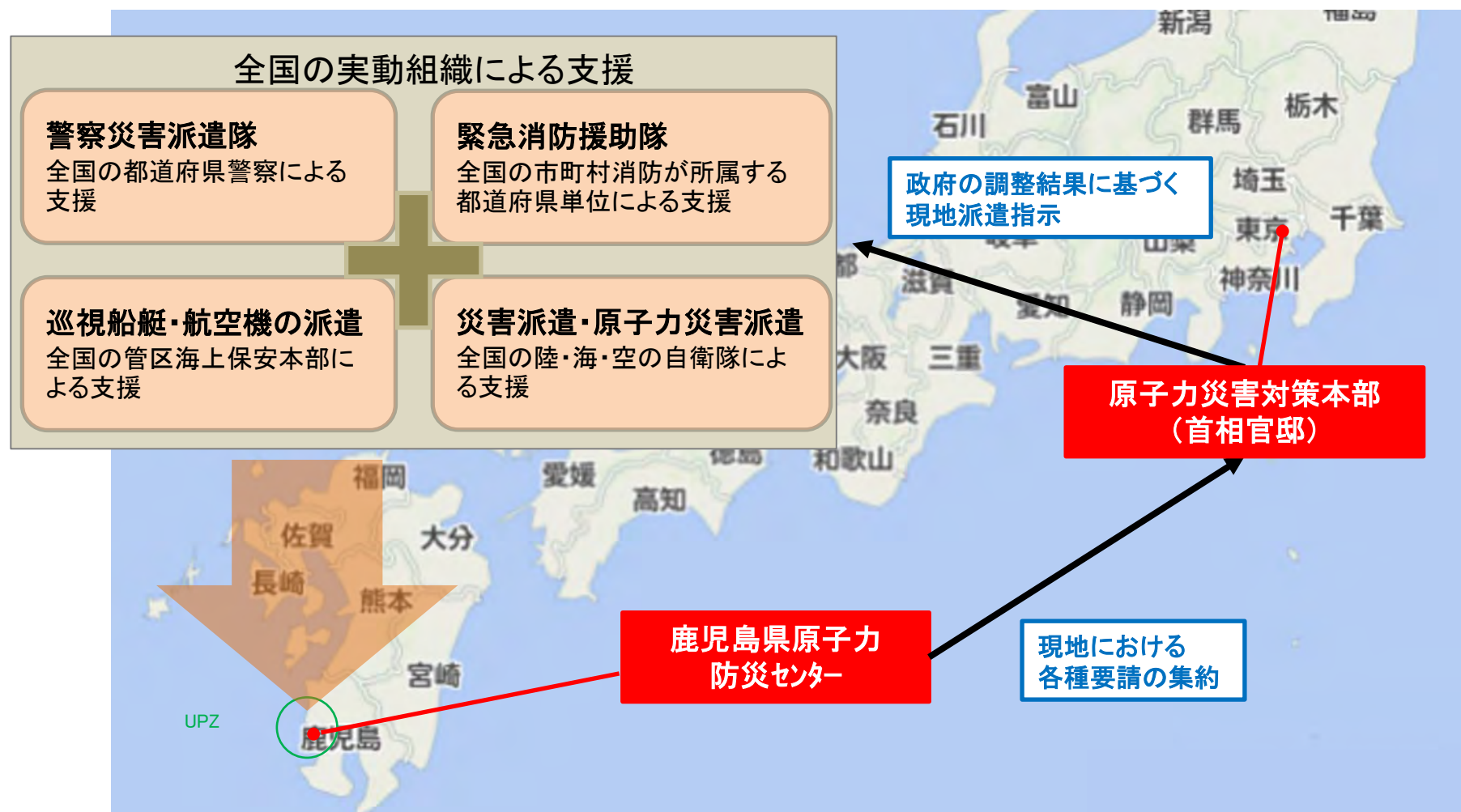
川内地域周辺の主な実動組織の所在状況

- 不測の事態の場合は、鹿児島県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



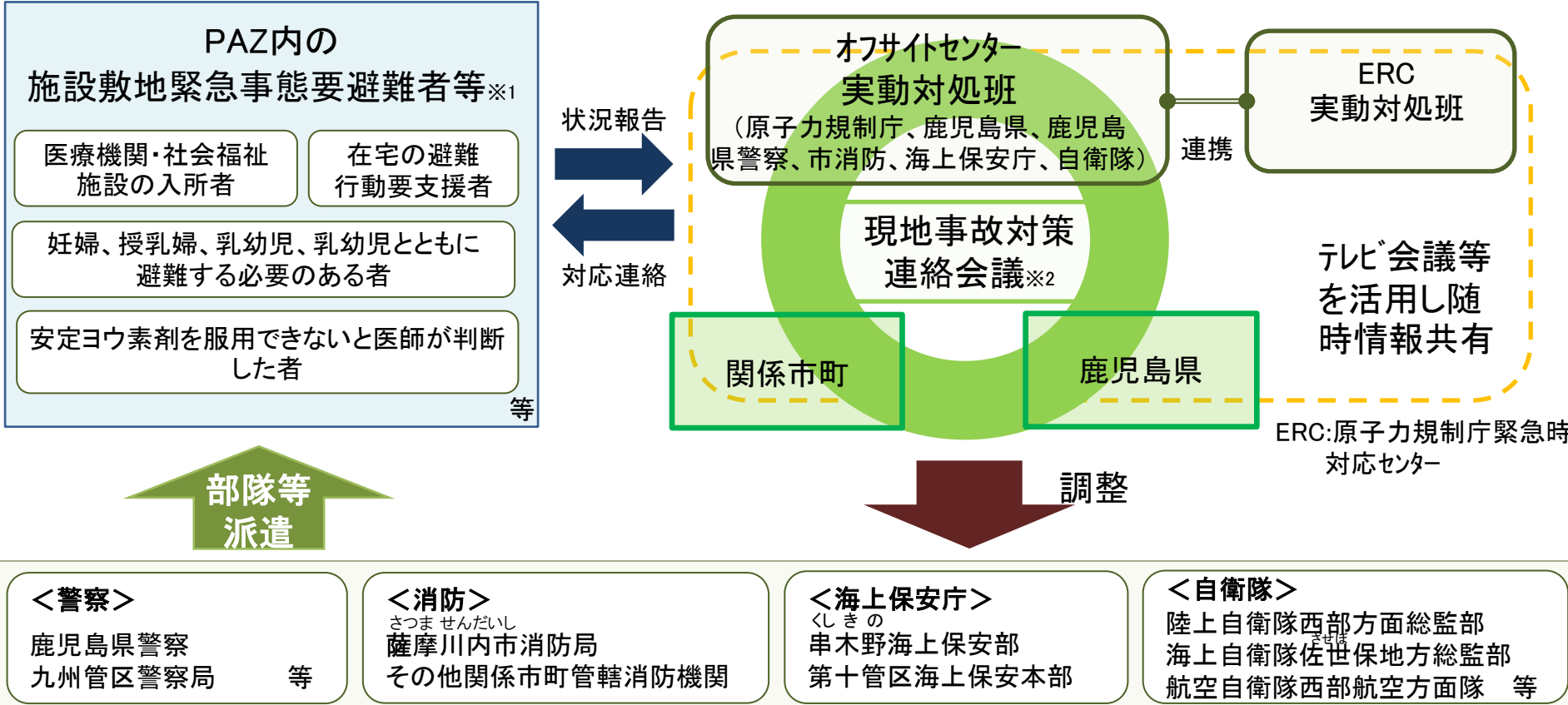
実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、鹿児島県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)による支援を実施。



施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

- 施設敷地緊急事態に至った場合に施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。
- ※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施
- 不測の事態における鹿児島県、関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



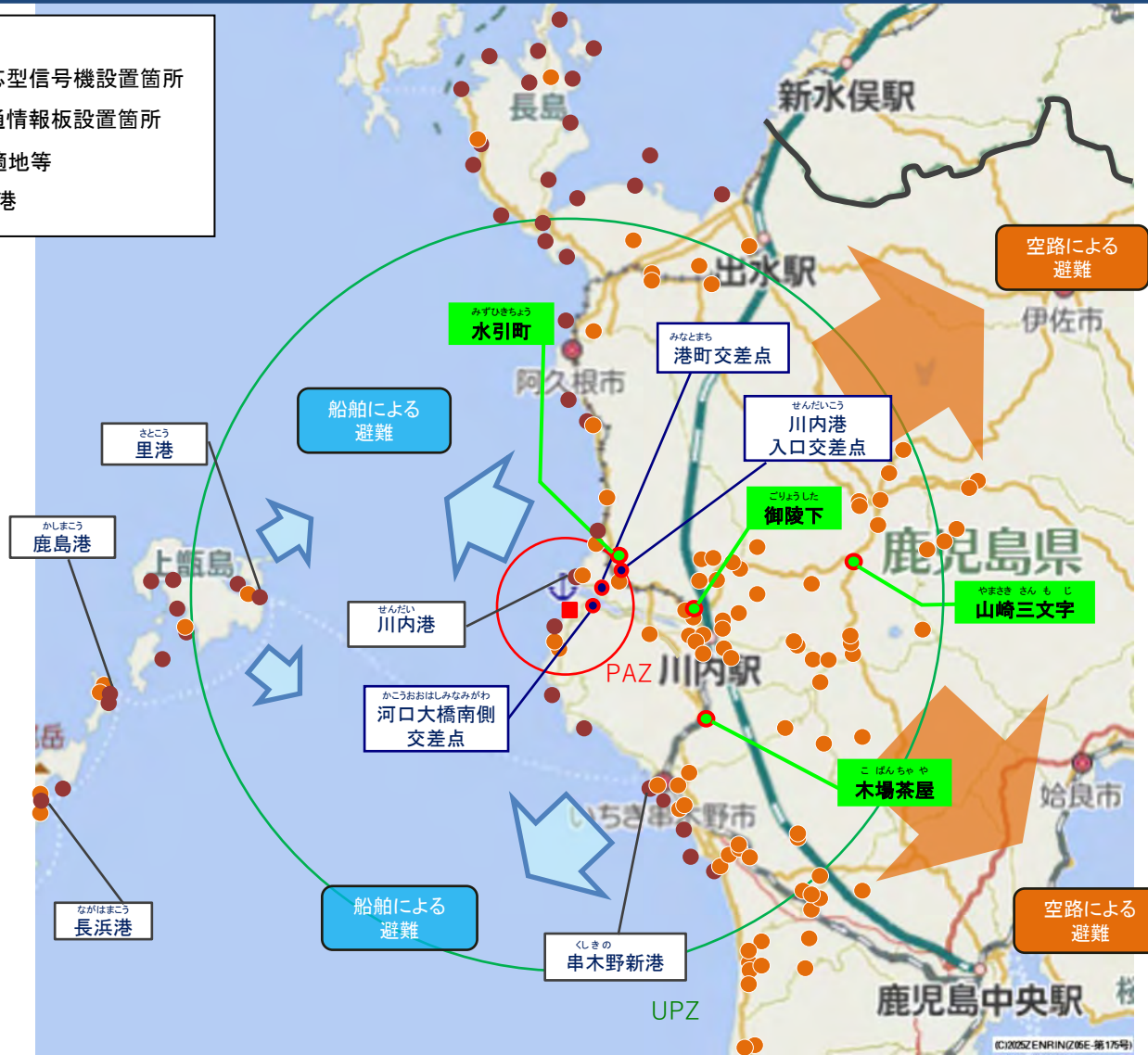
※1 施設敷地緊急事態での避難対象者を示したもの。全面緊急事態では、PAZ内の一般住民等、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等が対象となる。

※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報収集

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

➤ 自然災害等により、車両による避難ができない場合は、鹿児島県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。

- 凡例
- : 突発対応型信号機設置箇所
 - : 道路交通情報板設置箇所
 - : ヘルパースタンド適地等
 - : 港湾・漁港



避難先又は陸路で避難可能な場所までヘリコプターにより避難

自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止

自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 鹿児島県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 船舶等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握 ✓ 避難の救助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

